「宇治市建築物耐震改修促進計画（素案）」からの修正箇所一覧

No	前回：素案の記載内容	今回：最終案（案）の記載内容
8	○宇治市における建物の分布状況から、京都府木造住宅耐震改修等事業の対象要件となる 30 戸／ha 以上の密集市街地の抽出を行い、以下に示します。本計画では宇治市の市街地の実情に応じて、重点的に耐震化を促進すべき地区として、建物の密度が特に高い地域を重点的に耐震化を図る地域とします。 図 11：30 戸/ha 以上の密集市街地	○宇治市における建物の分布状況から、京都府木造住宅耐震改修等事業の対象要件となる 30 戸／ha 以上の地域の抽出を行い、以下に示します。本計画では宇治市の市街地の実情に応じて、建物の密度が特に高い地域において、重点的に耐震化を図ります。 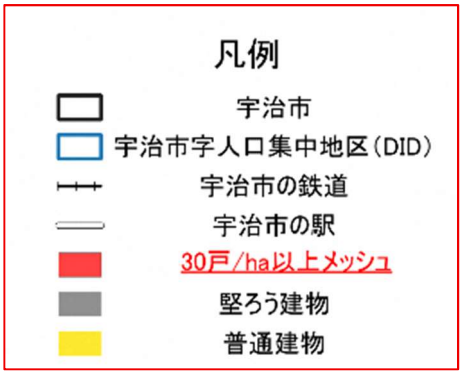 図 11：30 戸/ha 以上の地域
10	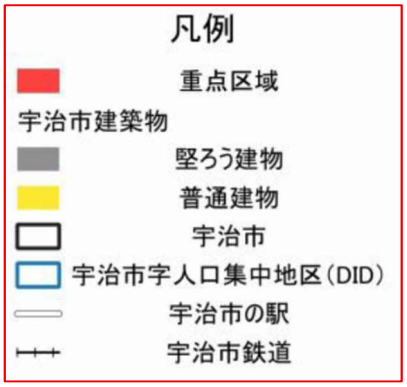 	No.8 と同じ
11		○木造住宅耐震改修等事業費補助金交付事業　（P.16） 木造住宅の耐震改修（本格改修）、簡易耐震改修（簡易改修）及び耐震シェルター設置に要する費用の一部を補助する制度です。

<table>
<tr><th>No</th><th>前回：素案の記載内容</th><th>今回：最終案（案）の記載内容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・本格改修：耐震診断の結果、評点1.0未満のものを改修後1.0（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7）以上に向上させるもの
・簡易改修：屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの
・評点とは、耐震診断の結果に記載されている上部構造評点のことを指し、建物の地震に対する強さを数値化したもので評点と判定の目安は下表の通りです。

<table><tr><th>評点</th><th>判定</th></tr><tr><td>1.5以上</td><td>◎倒壊しない</td></tr><tr><td>1.0以上～1.5未満</td><td>○一応倒壊しない</td></tr><tr><td>0.7以上～1.0未満</td><td>△倒壊する可能性がある</td></tr><tr><td>0.7未満</td><td>×倒壊する可能性が高い</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>16</td><td>図13：【参考】耐震改修促進法第５条第３条第２号に基づき指定する道路</td><td>図13：【参考】耐震改修促進法第５条第３項第２号に基づき指定する道路</td></tr>
</table>